

「パロマ瑞穂テニスコート」の使用にかかる注意事項

1 使用申込手続き等について

(1) 使用申込書の提出

「パロマ瑞穂スポーツパーク使用申込書」に必要事項を漏れなく記入し、速やかに提出してください。大会競技会名は、正式大会名称をご記入ください。

※「名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム」に登録された個人・団体の方は「パロマ瑞穂スポーツパーク使用申込書」の提出は必要ありません。

(2) 事前打合せ

大会内容等の事前打合せは、使用する日の属する月の3か月前の15日までに来場し、管理事務所と行なってください。「大会実施計画書」は事前打合時に提出していただくか、それまでに必要事項を記入の上、お届けください。

(3) 使用料の還付

使用料納入後に使用を取り消す場合は、使用日の14日前（14日前が休場日の場合はその翌日）までに所定の手続きをしていただきますと、既納使用料の半額が還付されます。手続等の詳細は、管理事務所にお尋ねください。

2 利用時間について

(1) 利用時間区分

午前1… 8：30～10：30

午前2… 10：30～12：30

午後1… 12：30～14：30

午後2… 14：30～16：30

※夜間1… 16：30～18：30

※夜間2… 18：30～20：30

[注] ※12月～2月の夜間1は、(公財)名古屋市教育スポーツ協会が利用時間の自主延長として開場します。(通年開場)
(指定管理期間：平成26年4月1日から平成30年3月31日まで)

※夜間2は、3月1日から11月30日の期間のみ開場します。

(2) 利用に関する注意事項

ア 利用時間には、準備・撤去（清掃・更衣及び入退場等）を含みます。利用時間は厳守してください。大会等での利用は、原則として午後2（午後4時30分）までです。

イ 当日、使用する前に「利用券兼領収書」を必ず提示してください。

ウ 開場時間は、午前8時30分です。開場時間以前は、施設内に入場できません。開場時間については、来場者に周知徹底してください。なお、大会役員が来場していない場合は、開場できませんのでご注意ください。

エ 早朝練習及び集合の際の騒音が、近隣の住民の迷惑にならないよう配慮してください。

オ 放送設備は正しく使用し、近隣の迷惑にならないように注意してください。

カ 応援鳴り物（太鼓等）は、近隣の迷惑になりますので原則禁止とします。主催者は、関係者等にこのことを周知徹底してください。

キ 大会終了後は、速やかに退場するように来場者に案内し、徹底してください。また、来場者全員の退場を確認した後、職員にその旨報告してください。

ク 『コート外での素振り』『駐車場等他の利用者に迷惑となる場所でのミーティング』は原則禁止とします。主催者は、関係者等にこのことを周知徹底してください。

3 雨天時等の対応について

降雨時等で、コートコンディションの不良により利用が困難な場合は、職員の判断により、中止又は中断する場合がありますのでご承知おきください。

なお、中止又は中断した場合は、既納の使用料の全部又は一部を所定の手続きにより還付いたしますので管理事務所まで申し出てください。

4 清掃・撤去について

- (1) 使用後は、器具の片付け及びコート整備を行なうとともに、更衣室等の清掃をしてください。また、ベンチ等の備品を移動した場合は、必ず元の位置に戻してください。
- (2) 当該大会時に発生したゴミ（特に弁当の空箱や生ゴミなど）は、必ず持ち帰るか業者委託により処分をしてください。施設・公園内及び市営住宅等の民家のゴミ箱・集積場への投棄は厳禁です。

5 拾得物について

大会開催中の拾得物については、大会終了後早急に事務室まで届け出てください。ただし、大会開催中は主催者で保管し、放送等で案内してください。

6 盗難・事故等について

使用責任者は、参加者の各種事故・盗難等の防止に努めてください。当該大会に伴って発生した事故等は、主催者の責任において処理してください。

7 施設の破損等について

- (1) 使用者の故意又は過失によって、施設及び器具等を破損又は紛失等した場合は、実費を弁償していただくことがあります。
- (2) 壁等へ直接張り紙はしないでください。

8 自動車の対応について

パロマ瑞穂スポーツパーク内の各駐車場は、有料（普通車…1日1回500円、回数券もあります）です。また、大会等での優先確保はできません。

なお、パロマ瑞穂スタジアム等での大会開催時等は、駐車場が満車になる場合がございますので、できる限り公共交通機関を利用してご来場いただくよう周知してください。また、周辺道路への違法駐車は、近隣住民の大変な迷惑となりますので、主催者が責任をもって整理・指導を行なってください。

* 第1駐車場／レクリエーション広場地下駐車場 （444台）…8：15～21：45

* 第5駐車場／テニスコート隣接駐車場 （18台）…8：30～20：45・18：45

※3/1～11/30 ※12/1～2/28

9 その他

- (1) 広告物を設置（有料公園施設〔パロマ瑞穂テニスコート〕内のみ可能）する場合は、「占用許可申請」等の手続き（有料）が必要となりますので、事前打合せの際に必ず申し出てください。
- (2) 上記広告物以外の仮設工作物（看板等）を設置する場合は、「仮設物設置届」等の手続きが必要となりますので、事前打合せの際に必ず申し出てください。
- (3) 業として写真撮影または映画撮影を行なう場合は、「行為許可申請」等の手続き（有料）が必要となりますので、事前打合せの際に必ず申し出てください。また、後日取材の申し出を受けた場合は、管理事務所までお知らせください。
- (4) 施設の使用許可を受けた者が、当該大会の参加者等に便宜を図るために、一時的な売店の出店（有料公園施設〔パロマ瑞穂テニスコート〕内のみ可能）を行なう場合は、「設置許可申請」等の手続き（有料）が必要となりますので、事前打合せの際に必ず申し出てください。

※ 上記のほかは、パロマ瑞穂スポーツパーク管理事務所の指示に従ってください。

パロマ瑞穂スポーツパーク 管理第2係
TEL 836-8210 FAX 836-8211
パロマ瑞穂テニスコート直通
TEL 836-8220